

次期大田区子ども・子育て支援計画（令和7～令和11年度）策定に向けた主題抽出シート

No.	分類	主題	理由	「大田区子ども・子育て支援計画（個別目標）」との関連
1	安心して子育てできる生活と育児の支援を行います	子育て家庭に対する相談体制の充実（児童館の子育て相談）	育児への不安感や負担感の増加、育児の孤立化、子育てに関する悩みの多様化に伴い、身近な地域での支援がますます求められている。 地域の身近な相談窓口である児童館において、地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談、助言を行い、当事者目線の寄り添い型支援（利用者支援事業）の充実を図る必要がある。合わせて、子育てに悩みを抱える家庭を早期に発見し、専門機関に確実につなげる適切な支援の強化も図る必要がある。	1-1 子育て家庭に対する相談体制の充実
2	安心して子育てできる生活と育児の支援を行います	子育ての情報提供の充実（児童館におけるICTの活用）	新型コロナウイルス感染症や働き方改革を契機として子育て世代の働き方にも変化がみられ、在宅子育て世帯への支援のあり方やICTを活用した子育て世帯との情報伝達等が課題となっている。 今後、子育て講座を始めとして、ICTを活用した施設間での交流や在宅子育て世帯がより幅広いサービスを受用できる仕組みについても検討していく必要がある。 また、子育て世帯との連絡ツールのほか、子どもの学習支援や子どもが意見表明できる仕組みのツールとしても活用を検討する。	1-2 子育ての情報提供の充実
3	安心して子育てできる生活と育児の支援を行います	一人親家庭等の支援を要する児童への見守り強化	地域のつながりの希薄化や生活に追われる困窮世帯の増加から、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっている。支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する必要がある。	1-4 子どもの心への寄り添いと保護者の養育への支援
4	安心して子育てできる生活と育児の支援を行います	児童虐待の防止（（仮称）「大田区子ども家庭総合支援センター（児童相談所）」の設置）	問題を抱える子どもを総合的に支え、自立に向けて切れ目ない支援を行うために令和8年度以降に（仮称）大田区子ども家庭総合支援センターを整備する。 今後、センターは庁内をはじめ地域関係機関との連携強化等（子育て世代包括支援センターや重層的支援体制整備等）を図り、虐待の未然防止を強化・推進し子どもの安心をささえる。	1-4 子どもの心への寄り添いと保護者の養育への支援 児童虐待根絶に向けた大田区の取組み（計画P27）
5	安心して子育てできる生活と育児の支援を行います	要保護児童、親子関係、家庭問題の相談支援	令和8年度以降に（仮称）大田区子ども家庭総合支援センターが整備される中、現子ども家庭支援センターの役割と果たすべき機能について明確にし、今後も子どもと家庭の身近な相談窓口として、他部局との連携を図りながら虐待に至らない未然の支援を確実に行う必要がある。	1-4 子どもの心への寄り添いと保護者の養育への支援 児童虐待根絶に向けた大田区の取組み（計画P27）

次期大田区子ども・子育て支援計画（令和7～令和11年度）策定に向けた主題抽出シート

No.	分類	主題	理由	「大田区子ども・子育て支援計画（個別目標）」との関連
6	安心して子育てできる生活と育児の支援を行います	母子保健との連携・虐待の未然防止	<p>予防的支援※（モデル）推進事業が令和6年度に終了する。モデル事業の成果と検証を踏まえ、区事業として引き続き実施し、虐待の未然防止を抜本的に強化する。</p> <p>※予防的支援：子育て家庭への積極的な訪問や関係機関との連携等により、支援が必要な家庭の早期把握、必要な支援プランの作成や支援の導入、継続的な状況確認等を行うこと。</p>	<p>1-4 子どもの心への寄り添いと保護者の養育への支援</p> <p>妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に向けた取組み（計画P29）</p>
7	安心して子育てできる生活と育児の支援を行います	子どもの貧困対策（困難を抱える子ども・家庭への支援）	<p>地域のつながりの希薄化により、支援につながりにくい世帯が地域社会から一層の孤独・孤立を深めている傾向にある。困難な状況に置かれた子どもや家庭に必要な支援が届くよう、また貧困の連鎖につながらないように、子どもの貧困対策を総合的に推進する必要がある。</p> <p>（国の子供の貧困対策に関する大綱では、「施策の推進に当たっては、子供の支援に関わる全ての政策分野との連携に留意すること。特に、子供の貧困対策が児童虐待の予防に資するとの観点から、児童虐待防止対策分野との連携を図ること。」と示されている。）</p>	1-5 子育て世帯への多様な生活支援
8	安心して子育てできる生活と育児の支援を行います	ひとり親家庭への支援	<p>住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、ひとり親、生活保護受給者、外国籍住民世帯など、住宅確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、区及び不動産関係団体、居住支援団体等が連携する大田区居住支援協議会を令和元年に設立。</p> <p>住宅に困窮するひとり親世帯が民間市場で新たな住まいを確保できるよう相談に応じ助言を行うとともに、対象世帯に対し保証料等の費用の一部を助成することにより、住まいの安定を図る。</p>	1-5 子育て世帯への多様な生活支援
9	安心して子育てできる生活と育児の支援を行います	子ども・子育て世帯の課題解決に向けた多機関連携機能の強化	<p>子どもや子育て世帯が抱える課題は、単一的なものだけではなく、複合的課題や世帯全体の課題に及ぶケースも多い（ヤングケアラーでは高齢者や障がい者の介護、経済的困窮等）。したがって、複数の所属や支援機関が、これまで以上に、ケース情報を共有しあい、チーム支援を強化する等、多機関連携の重要度が高まっている。</p>	<p>1-6 子育て支援のネットワークづくり</p> <p>妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に向けた取組み（計画P29）</p>

次期大田区子ども・子育て支援計画（令和7～令和11年度）策定に向けた主題抽出シート

No.	分類	主題	理由	「大田区子ども・子育て支援計画（個別目標）」との関連
10	安心して子育てできる生活と育児の支援を行います	重層的支援体制整備との連携の確保 支援の総合的・一体的提供の体制整備	子ども・若者を対象とし、特定の年齢や制度の狭間で途切れない支援を確保するため設置の子ども若者総合相談センター（フラットおおた）における支援体制と他の分野における支援体制との連携は大変重要である。子ども家庭分野、福祉分野、教育分野を含め重層的支援体制を整備し、子ども・若者施策と連携した一体的な支援を推進する必要がある、子ども・若者を対象とした総合的・一体的な支援を提供するため、地域ネットワークや地域活動団体等の地域資源を有効に活用した体制を強化していくことは今後の重要課題である。	1-6 子育て支援のネットワークづくり 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に向けた取組み（計画P29）
11	安心して子育てできる生活と育児の支援を行います	子ども・若者に対する、制度の狭間や年齢によって制限されない切れ目のない支援体制の整備 （大田区子ども・若者総合相談体制及び居場所の整備）	特定の年齢や制度で途切れることのない相談支援体制を整備するため、令和4年10月に「子ども・若者支援地域協議会」を設置。 要保護児童対策地域協議会、自立支援協議会等の、対象年齢や属性が異なる関連分野における既存の体制や地域とも連携し、義務教育終了時年齢である15歳や、児童福祉法が対象上限年齢としている18歳等、特定の年齢や制度の狭間で途切れることのない切れ目のない支援への体制整備が課題である。 ※複雑多様化した子ども・若者の課題について、特定の年齢等で途切れることなく包括的に相談を受けとめ、適切な支援につなげていくため、令和4年10月に子ども・若者総合相談センター（施設名：大田区若者サポートセンター「フラットおおた」）を開設	1-6 子育て支援のネットワークづくり
12	仕事と子育ての両立を支援します	保育の質の維持・向上	・これまで待機児童解消を目指し、認可保育所の新規開設のほか、様々な保育サービスの提供に取り組んだ結果、保育基盤の整備が進み、令和3年、令和4年と2年連続で待機児童ゼロを達成した。 ・一方で、今後は保育の質の維持・向上が課題となり、保育士の人材育成や、区立園を中心とした地域の保育施設との連携、医療的ケア児の受け入れなど取り組みをより一層進めていく必要がある。 ・また、保育園においても在宅子育て世帯への支援として、子育て相談の実施や、定員に余裕がある既存施設の活用などに取り組む。	2-1 保育サービスの充実

次期大田区子ども・子育て支援計画（令和7～令和11年度）策定に向けた主題抽出シート

No.	分類	主題	理由	「大田区子ども・子育て支援計画（個別目標）」との関連
13	仕事と子育ての両立を支援します	学童保育の質の維持・向上	<p>これまでも発達に応じた特別な配慮及び医療的ケアを要する児童の受入れに取り組んでいるが、対応は職員の加配による見守り体制の強化等が中心となっている。ほかにもコミュニケーションがうまく取れないなどの潜在的な問題を抱え、生きづらさを抱える児童は、特別受入れの審査対象外のため、支援の環境等が課題となっている。</p> <p>個々の児童の心身的な特徴や福祉的課題などに応じた発達支援の面での質を向上させるとともに、障害の有無に関わらず、一体的な保育の環境整備に向けて検討していく必要がある。</p> <p>なお、インクルーシブな保育を行うにあたっては、専門性やそれを支える組織・職員体制の再編を見据えた環境整備も検討していく必要がある。</p>	2-1 保育サービスの充実
14	保護者と子どもの健康の確保及び増進を図ります	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援	<p>子育ての孤立化を防ぎ、安心して子どもを産み育てるためには、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が重要である。</p>	3-1 保護者と子どもの健康の確保 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に向けた取組み（計画P29）
15	保護者と子どもの健康の確保及び増進を図ります	保護者と子どもの健康の確保 （若い世代からの生活習慣病予防を念頭に置いた食習慣及び運動習慣の改善）	<p>生活習慣病を予防するためには、若いうちから啓発し行動変容を促すことが重要である。</p> <p>「健康政策部所管の人生100年を見据えた健康寿命延伸プロジェクト（東邦大学との共同研究）」では、上記を鑑み、R4年度より小学校での健康教育を実施している。また、小学生への教育を通じて保護者へも波及するよう、地区の健康情報を掲載した健康啓発グッズを制作し、地区主体の健康づくりや健康課題解決への取組を進めている。</p>	3-1 保護者と子どもの健康の確保

次期大田区子ども・子育て支援計画（令和7～令和11年度）策定に向けた主題抽出シート

No.	分類	主題	理由	「大田区子ども・子育て支援計画（個別目標）」との関連
16	保護者と子どもの健康の確保及び増進を図ります	妊娠期からの切れ目のない支援	母子保健部局と連携し、妊娠期からの切れ目のない支援に取り組む。また、支援が必要な妊婦や母子など、要支援家庭を対象としたショートステイ事業に取り組む。	3-1 保護者と子どもの健康の確保 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に向けた取組み（計画P29）
17	保護者と子どもの健康の確保及び増進を図ります	産科・小児医療の充実 （区内分娩施設の整備）	区内で出産したいと考える人が出産できるよう、分娩医療機関を増やし、区内分娩率を増加させることにより、子どもを「安心して産み育てられる」環境づくりを進めていくことが重要である。 （今後、周産期医療体制の整備として、部局間連携事業の可能性はある）	3-4 産科・小児医療の充実
18	豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます	外国につながるのがある児童期の子どもや保護者への支援	令和3年度末から日本語教室に通う子どもの受講希望者が増えている。日本語力の不足により学習に遅れが生じてしまうことのないよう、子ども達の日本語学習の機会や情報提供を行うとともに、子どもの保護者への支援も重要である。そのため、支援者や団体数を増やす方策や開催場所の検討、学校生活を送るうえで必要な保護者向けの日本語講座の充実などにより、外国につながるのがある親子の日本での学習環境を整備する必要がある。	4-1 幼児期・学齢期の教育の充実
19	豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます	幼児教育の質の向上	幼児教育振興の考え方を具体化させる「大田区幼児教育振興プログラム」の改訂を検討し、上位計画であるおおた教育ビジョンとも整合を図る。 国において幼児教育の質の向上と小学校教育との円滑な継続を目指す「幼保小の架け橋プログラム」の実施に向けた検討が行われており、動向を踏まえる必要がある。	4-1 幼児期・学齢期の教育の充実

次期大田区子ども・子育て支援計画（令和7～令和11年度）策定に向けた主題抽出シート

No.	分類	主題	理由	「大田区子ども・子育て支援計画（個別目標）」との関連
20	豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます	子どもの豊かな感性を育む 子どもが良質な文化に触れる、自ら体験する	<p>子どもの豊かな感性を育むため、子どもが良質な文化に触れ、自ら体験する機会を創出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大田区内の小・中学校へのアウトリーチ事業として大田区学校出張講座を実施する。クラシック・伝統工芸・狂言・演劇等幅広い講座を用意 ●大田文化の森で未就学児や小・中学生を対象に舞台や情報館の職場体験を企画し、文化・芸術への関心を高める ●子ども向けの夏休みアートプログラム ：等身大のシルエット（影）をつくり、カラフルにデザインしたものに光をあてて影絵の世界をつくる。ワークショップで製作物を展示会を行う。 ●龍子記念館、熊谷恒子記念館で春休み、夏休みにワークショップを開催 ・絵画・書の文化を体験する ●龍子記念館で小・中学生向けギャラリートークを実施 ・大田区由来の画家川端龍子への関心を高める ●区内中学校課外活動の支援を目的に、部員数、専門指導に課題を抱える少人数の吹奏楽部を対象に大田区JHSウィンドオーケストラを結成する。公募で集まった区内中学校の吹奏楽部楽団がプロ音楽家の指導のもと練習を重ね、3月に合同演奏会を開催 	4-2 子どもの自立する力を育む体験機会や居場所の提供
21	豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます	地域における子どものスポーツ機会の充実	子どもにとってふさわしいスポーツ環境の実現を目指し、地域において子どものニーズに応じた多種多様なスポーツを安全安心に実施できる環境を構築する必要がある。	4-2 子どもの自立する力を育む体験機会や居場所の提供
22	豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます	子ども若者の社会的活動への参画の機会の確保、強化	これまでも青少年対策地区委員会によるリーダー講習会や、体験プログラム等、小中学生を対象とした社会参画の機会の提供は推進してきたところであるが、義務教育終了後の青年層を対象とした社会参画の機会確保やその拡充強化は自己肯定感を醸成し、生きる力を育む上で重要であり今後の課題となっている。子ども・若者育成支援推進法に基づき設置の子ども・若者総合相談センター（フラットおおた）を拠点とし、今後、子ども・若者の地域活動への参加、仕事体験等、多様な社会参画の機会を確保、拡充していく必要がある。	4-2 子どもの自立する力を育む体験機会や居場所の提供

次期大田区子ども・子育て支援計画（令和7～令和11年度）策定に向けた主題抽出シート

No.	分類	主題	理由	「大田区子ども・子育て支援計画（個別目標）」との関連
23	豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます	子どもの居場所づくり (多様な学びや体験の提供)	子育て家庭への食事や居場所の提供、地域における見守り強化を図るため、こども食堂等に対する支援を行っている。 生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもが安全で安心して過ごせる居場所を持ちながら、生きる力を育み自己肯定感を高めるための「様々な学び」や「多様な体験の機会」に接することができるよう、NPO等の民間団体の創意工夫を活かした「子どもの居場所づくり」への支援などの取組みを一層進めていく必要がある。	4-2 子どもの自立する力を育む体験機会や居場所の提供
24	豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます	児童の放課後の居場所づくり	共働き世帯等の増加に伴い、年々学童保育需要は増加傾向にあり、学童保育の保留（待機）児への対応等が喫緊の課題となっている。 今後は、教育委員会と連携のもと、学校施設を最大限活用した放課後ひろば事業の拡充等により、児童の安全・安心な放課後の居場所を確保していく必要がある。 また、児童館においても、子育てに不安や孤立を感じる家庭など、多様化する子育て世帯の課題やニーズの変化に対応するため、児童館のあり方等を検討し、子育て支援機能や施設の適正配置等の検討を行っていく必要がある。	4-2 子どもの自立する力を育む体験機会や居場所の提供
25	豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます	子育て支援公園の整備推進	都市基盤整備部では、新おおた重点プログラムの計画事業である「子育て支援公園の整備推進（子育てひろば公園づくり）」において、既存公園の利活用の一環として、乳幼児が安心して遊べる広場や、保護者の見守りスペースの確保など、子育て支援空間の拡大と機能充実を図っている。 さらに今後は、区の政策課題である子育て世代に選ばれる自治体を目指し、子どもが安全・安心に楽しく過ごせる居場所として、「特色ある公園の整備や活用」が必要であると考えます。	4-2 子どもの自立する力を育む体験機会や居場所の提供

次期大田区子ども・子育て支援計画（令和7～令和11年度）策定に向けた主題抽出シート

No.	分類	主題	理由	「大田区子ども・子育て支援計画（個別目標）」との関連
26	子育てにおける安全・安心な社会環境を確保します	子どもの交通安全の確保	<p>子どもの交通事故については、平成27年以降死者は発生しておらず、死傷者も減少傾向にある一方で、交通事故件数は減少傾向になっていない。</p> <p>近年では、令和元年に滋賀県大津市で発生した保育園児の死亡事故や、令和3年に千葉県八街市で発生した小学生の死傷事故などが大きく報道されている。このような事故後には自治体でも一斉点検を行うなど、将来を担う子どもたちが交通安全に巻き込まれないためにも、より一層の交通安全対策が重視される。</p> <p>交通安全はハード対策だけでなくソフト面での周知啓発活動も重要であるため、交通安全教育の場を増やし、幼少期から継続して実施する必要がある。</p>	5-1 子どもを守り健やかな育ちを促す施策の推進
27	その他	子どもの権利擁護の促進	<p>国のこども家庭庁や、東京都の子供政策連携室設置など、子どもを巡る施策が大きく動いていく中、区としても子ども目線をもった効果的な施策を構築し、子育て世帯から選ばれるまちとなるためにも、子どもの声を受け止め、しっかりと施策に反映させる仕組みづくりが必要と考える。</p>	新規
28	その他	子どもに向けた情報発信の強化	<p>子どもの声を受け止め、施策に反映させる仕組みづくりの実現のためには、その前提として、区が提供している行政サービスや施策を子どもたちに対し分かりやすく伝えていく必要がある。</p> <p>子どもたちが行政情報を自ら取得し活用できるよう、子どもをターゲットとした情報発信の充実や、子どもにとって必要な情報を適切に提供していくための仕組み作りを行うことが必要と考える。</p>	新規
29	その他	若者の意見表明の機会を拡充する仕組みの創設	<p>令和4年度制定の子ども基本法の基本的施策において掲げられている「施策に対する子ども等の意見反映」は、子ども・若者育成支援施策において重要な課題である。子ども・若者施策推進の過程において子ども・若者の置かれている現況を把握するとともに、若者を含め、意見を反映していく機会をさらに拡充していく必要がある。令和4年10月に設置の本区若者サポートセンターでの居場所支援事業の推進の中でも若者の意見表明、自己表現の機会を提供していく必要がある。既存の青少年事業を含め、子ども若者施策や計画策定の段階において若者の意見を聴取する機会をさらに設定する必要がある。</p>	新規

次期大田区子ども・子育て支援計画（令和7～令和11年度）策定に向けた主題抽出シート

No.	分類	主題	理由	「大田区子ども・子育て支援計画（個別目標）」との関連
30	その他	子ども施策に関する大綱(こども大綱)の勘案	新たに制定されたこども基本法案では、国がこども施策に関する大綱（こども大綱）を定めることとなっている。大綱では総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策のほか、子ども・若者育成支援や子どもの貧困対策の推進に掲げる事項等が含まれる予定であり、区もその内容を勘案した計画を検討する必要がある。	新規